

諮問庁：独立行政法人国際協力機構

諮問日：平成29年8月3日（平成29年（独個）諮問第47号）

答申日：平成30年2月14日（平成29年度（独個）答申第70号）

事件名：本人に係る特定ボランティア選考台帳の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる2文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

文書1 特定年A秋募集 特定ボランティア 二次選考台帳 職種別（特定職種）

文書2 特定年B春募集 特定ボランティア 一次選考台帳 職種別（特定職種）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月7日付けJICA（JV）第7-03004号により独立行政法人国際協力機構（以下「機構」、「JICA」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求人に関する情報のうち、「技術」「健康」については、審査請求人自身の情報に当たるため、これを不開示とすることに異議を申し立てる。

イ 審査請求人に関する情報のうち、「判定」「結果」については、機構内の検討に係る情報であることから、これを不開示とすることに異議を申し立てないが、審査請求人に対する「判定」が、今後の特定ボランティアへの応募において、恒久的な不合格の要因となるか否かについて教示いただきたくお願いしたい。

ウ 審査請求人以外の受験者の情報は、審査請求人には不要であるため、不開示とすることに異議を申し立てない。

(2) 意見書

本意見書においては、特定ボランティアの選考における情報の不透明の解消について意見したい。

発展途上国における草の根の国際協力活動である特定ボランティアの活動は、日本のODAを最も基礎の民衆レベルで支える活動である。こうした活動は、昨今のグローバル化の進展の中において、ますます重要度を増していると考えられる。

その一方で、特定ボランティアへの応募者数は減少しており、直近の募集においては1.1倍を割り込んでいる。職種によっては、応募者数が定員割れ、あるいは定員が0というものも目立つ。この応募者数の減少の要因として、選考基準の不透明さを挙げたい。応募者に対してどのような基準を満たせば合格するのか明らかにされず、また不合格となった者は何が原因で不合格になったのかを知らされることはない。特定ボランティアに応募する者は、国際協力に関心を持ち、発展途上国及び国際社会への貢献を望む志の高い者であると考えられるが、そのような者が応募あるいは再挑戦に二の足を踏む理由が、特定ボランティアの選考基準の不透明さにあるのではないか。

特定ボランティアの多くの要請が、技術・人物・健康などの面において、どの程度の基準を達成する必要があるのかが不明確である。特定ボランティアの活動は2年間という長期にわたるものであり、応募に当たって応募者は、自身の就職や退職といった生活やキャリアの大きな転換を検討しなければならない。その際に、合否を決める選考基準が明確にされていないことによって、応募に踏み切ることのできない者がいるのではないか。

現代は情報化社会である。分からないことはインターネットを使って調べ、明らかにすることが当たり前の時代にあつて、現在の選考のあり方では、応募者数はさらに減少する一方だと考える。特定ボランティア選考における情報を広く公開することによって、JICAにとっても、応募者にとってもより望ましい結果に繋がる。それは、ひいては日本の国際協力の強化に繋がり、国際社会における日本のプレゼンスの強化にも結びつくものと考えられる。そのためには、特定ボランティア選考における情報の不透明という現状を解消するべきであると審査請求人は意見する。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人は、本件文書のうち、処分庁が原処分にて不開示とした箇所の一部（対象文書の「技術」及び「健康」に当たる情報）について、請求人自身の情報であるとして開示を求めている。

しかし、開示を求めている本件文書の「技術」及び「健康」に係る情報

は、特定ボランティア応募者について、応募書類や面接を踏まえ、処分庁で検討及び評価を行った情報が記載されている。したがって、「技術」及び「健康」に係る情報は、他に不開示とした「判定」及び「結果」に係る情報と同様、処分庁内の検討に係る情報であって、開示することにより、ボランティア選考における意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、また処分庁の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条4号及び5号が定める不開示要件に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月1日 審議
- ④ 同月6日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年1月15日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年2月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定ボランティアの特定年A秋募集二次選考及び特定年B春募集一次選考における審査請求人の不合格の理由が分かる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、原処分において、本件対象保有個人情報を特定し、その一部が、法14条2号、4号及び5号の不開示情報に該当するとして不開示とした。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、文書1及び文書2における技術及び健康に係る記載欄（以下、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は、本件不開示部分が法14条4号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件文書は、特定ボランティアの特定年A秋募集二次選考及び特定年B春募集一次選考に係る台帳であり、応募者が応募時に申請した情報の他に、各選考における項目別の評価が応募者ごとに記載されている。

イ 特定ボランティアとは、「自分の持っている技術・知識や経験を開発途上国の人々のためにいかしたい」という強い意欲を持つ特定の年

年齢層の応募者を、一定の期間、開発途上国に派遣するものである。

ウ 書類による一次選考においては、応募者から提出された応募書類を基に、技術、健康及び語学力を判定し、他の応募者との競合の結果及びボランティアの派遣先からの要請内容との適合性等を総合的に判断し、一次選考に合格した者のみに対し二次選考の面談を実施する。

面談による二次選考においては、ボランティアとしての適性について面接を行う他、一次選考合格後に提出された健康診断書を基に健康状態を審査し、他の応募者との競合の結果及びボランティアの派遣先からの要請内容との適合性等を総合的に判断し、最終的に合否が確定する。

エ なお、機構において合否判定の詳細な基準は明らかにしていないが、「健康」に関しては、機構のウェブサイトでは、具体的な病名等を挙げ、治療中又は既往症があり、健康上円滑な協力活動が困難と判断される場合には不合格となり得る旨説明している。

さらに、応募書類のうち、応募者の健康状態を記載する「問診票」には、不合格となった場合は当該書類を3年間保管し、再応募の際に参考にする場合がある旨記載している。

(2) 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件不開示部分には、特定ボランティアの特定年A秋募集二次選考及び特定年B春募集一次選考における、審査請求人の専門技術及び健康状態に対する評価に係る記号が記載されており、本件不開示部分以外の不開示部分には、審査請求人の専門技術等に加えて、募集案件の派遣先の事情や業務内容等を踏まえて検討し総合的に行った判定と結果に係る記号が記載されている。

イ 本件不開示部分については、審査請求人の提出した応募書類や審査請求人との面談の内容そのものではなく、その内容を踏まえて機構が行った評価が記載されているものであり、これを公にすることにより、合否判定においていかなる技術及び健康上の情報が重要な判断要素となるかが明らかとなる結果、機構における特定ボランティア選考に係る事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条4号及び5号柱書きの不開示理由に該当すると判断した。

(3) 諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、その記載内容は諮問庁の上記(1)ア及び(2)アの説明のとおりと認められる。また、当審査会事務局職員をして機構のウェブサイトに掲載されている特定ボランティアの応募要項等を確認させたところ、同プログラムの概要及び選考方法については、諮問庁の上記(1)イないしエの

説明のとおりと認められる。以上を踏まえると、本件不開示部分については、これを公にすることにより、今後、合否判定においていかなる技術及び健康上の情報が重要な判断要素となるかが明らかとなって、応募者がこれを過度に意識して、その専門技術や健康状態について適正な申告を行わなくなるなど、機構における特定ボランティア選考に係る事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法14条5号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条4号及び5号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条5号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久